

【注意事項】 必ずご確認ください

- 1 この登録届と共に、申請代行者の下記本人確認書類を必ず提示してください。
※本人確認書類の住所・氏名等は、住民票と同じ記載であり、有効期限内の原本に限ります。
- 2 郵送で登録届を提出する場合は、下記本人確認書類の写しを必ず添付してください。不備の場合には、申請を受け付けることはできませんので、改めて申請のお手続きが必要になります。
※本人確認書類の写しの住所・氏名等は、住民票と同じ記載であり、有効期限内のものに限ります。
※個人番号カードは、顔写真がある面のみ複写してください。（マイナンバー記載面の複写は不要）

【本人確認書類】

- 官公署発行の**顔写真付き身分証明書** …… 1点
（運転免許証、運転経歴証明書、旅券、個人番号カード、身体障害者手帳、介護支援専門員証など）
- **顔写真なし身分証明書** …… 2点以上
（健康保険証、介護保険被保険者証、福祉医療受給資格者証、各種年金証書、各種年金手帳、社員証、預金通帳などのうち2点以上）

- 3 被保険者の後見人宛に送付する場合は、後見人であることが分かる証明書（登記事項証明書 等）の写しを必ず添付してください。
- 4 送付先登録にあたっては、被保険者や送付先の関係者、介護者、親族間で同意を得たうえで、申請してください。この申請に伴ってトラブルが発生した場合、被保険者または申請代行者が、責任をもって解決してください。
- 5 送付先が変更になる場合や、送付先の登録を廃止する場合には、改めて申請のお手続きが必要となりますので、速やかに届けてください。
- 6 郵送での申請等、登録届を受け付ける時期によっては、行き違いにより申請前の住所等に郵送物が届くことがありますので、ご了承ください。
- 7 送付先に送付したにも関わらず、書類等が返戻となった場合、職権で送付先の登録を廃止する場合があります。
- 8 住民登録地以外に介護保険に係る書類等を送付することが、個人情報管理において問題があると判断した場合には、送付先を登録できないことがあります。
- 9 虚偽の申請を行った場合は、送付先登録を廃止します。
- 10 申請代行者が介護支援専門員の場合、③住所欄には事業所の住所を記載して結構です。その場合、所属する事業所名までお書きください。また、介護支援専門員証の提示が必要となります。